

（趣旨）

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)並びに浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)並びに川崎市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例(平成七年条例第十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。（平一五規則七一・一部改正）

（定義）

第二条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。（平一五規則七一・一部改正）

（再生利用等に関する計画）

第三条 条例第八条に規定する再生利用等に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとし、当該計画は、法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画において定めるものとする。

- 市民及び事業者の再生利用の促進のための取組に関する事項
- 市長の再生利用の促進のための施策に関する事項

（多量排出事業者）

第四条 条例第十二条第一項に規定する事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者で規則で定めるものは、市の処理施設に月五トン以上の廃棄物を搬入する者とする。

2 前項に規定する廃棄物の搬入量は、毎年四月一日を基準日とした同日前一年間における平均月間搬入量とする。

（平一三規則八・一部改正、平一五規則七一・旧第五条繰上・一部改正）

（事業系一般廃棄物管理責任者）

第五条 条例第十二条第二項の規定による事業系一般廃棄物管理責任者の選任の届出は、前条の規定に該当することとなった日から三十日以内に、事業系一般廃棄物管理責任者選任届(様式第一号)により行うものとする。（平一五規則七一・旧第六条繰上・一部改正）

（減量等計画書の作成）

第六条 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量・資源化等計画書(様式第二号)を年度(四月一日から翌年の三月三十一日まで)を単位に作成し、多量排出事業者に該当することとなった年度の五月三十一日までに市長に提出しなければならない。（平一三規則八・一部改正、平一五規則七一・旧第七条繰上）

（保管場所の設置基準等）

第七条 条例第十二条第四項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、面積基準については、別に定めるものとする。

- 再生利用の対象となる物(以下「再生利用対象物」という。)の保管場所と事業系一般廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再生利用対象物に事業系一般廃棄物が混入しないようにするとともに、事業系一般廃棄物から生ずる汚水等により再生利用対象物が汚染されないようにすること。
- 再生利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するようにすること。
- 再生利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- 再生利用対象物の搬入、排出等の作業が容易にできるようにすること。
- 保管場所には、再生利用対象物の種類、注意事項等を表示すること。

2 条例第十二条第四項の規定による保管場所を設置した者は、再生利用対象物及び事業系一般廃棄物保管場所設置届(様式第三号)により、速やかに市長に届け出るものとする。（平一五規則七一・旧第八条繰上・一部改正）

（改善勧告）

第八条 条例第十三条第一項の規定による勧告は、勧告書(様式第四号)により行うものとする。（平一五規則七一・旧第九条繰上・一部改正）

（受入拒否）

第九条 市長は、事業系一般廃棄物の受入れを拒否しようとするときは、多量排出事業者に対し、受入拒否通知書(様式第五号)を送付するものとする。（平一五規則七一・旧第十条繰上）

（一般廃棄物の処理の申請）

第十条 一般廃棄物(動物の死体を除く。)の処理を希望する者は、一般廃棄物処理申請書(様式第六号)を市長に提出しなければならない。ただし、家庭系廃棄物を排出する者で市長が別に定めるものについては、この限りでない。（平一五規則七一・旧第十一条繰上）

（一般廃棄物の処理の廃止、休止又は変更の届出）

第十一条 前条に規定する処理を廃止し、休止し、又は変更しようとする者は、一般廃棄物処理廃止・休止・変更届(様式第七号)を市長に提出しなければならない。ただし、家庭系廃棄物を排出する者で市長が別に定めるものについては、この限りでない。（平一五規則七一・旧第十二条繰上）

（市の処理施設への搬入）

第十二条 一般廃棄物(動物の死体を除く。)を市の処理施設へ搬入しようとする者は、ごみ処理施設搬入許可申請書(様式第八号)又はし尿等処理施設搬入許可申請書(様式第九号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請を許可する基準は、市長が別に定める。

3 市長は、第一項の許可をしたときは、ごみ処理施設搬入許可書(様式第十号)又はし尿等処理施設搬入許可書(様式第十一号)を交付する。

4 一般廃棄物収集運搬業者は、収集したし尿又は浄化槽清掃の際に生ずる汚物の処分を市に依頼しようとするときは、し尿等処分依頼書(様式第十二号)をその都度市長に提出しなければならない。（平一五規則七一・旧第十三条繰上）

（集積場所の設置等）

第十三条 市民は、家庭系廃棄物の収集を受けるためにその集積場所を設けるものとし、その設置等の基準は、市長が別に定める。（平一五規則七一・旧第十四条繰上）

（資源物）

第十三条の二 条例第二十条の二第一項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 新聞紙、書籍、雑誌、段ボール、紙バック等の紙
- 布
- 瓶
- 缶
- ペットボトル
- プラスチック製容器包装(ペットボトルを除く。)
- 小型家庭電化製品
- 自転車

（平一六規則四〇・追加、平三一規則三・一部改正）

（動物の死体処理の届出）

第十四条 動物の死体の処理を依頼しようとする者は、動物死体処理依頼書(様式第十三号)により市長に届け出るものとする。（平一五規則七一・旧第十五条繰上）

（手数料の納付）

第十五条 一般廃棄物処理手数料の納付は、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げるとおりとする。

- 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者及び市長が指定する者 一月分を一括し、市長が指定する日までに納付
- 前号に掲げる者以外の者 一般廃棄物の搬入許可申請(動物の死体の処理については、処理依頼)時に納付

（平一五規則七一・旧第十六条繰上、平二一規則二七・一部改正）

（粗大ごみ処理手数料）

第十六条 条例別表第二に規定する粗大ごみで品目別に規則で定める額は、別表のとおりとする。（平一五規則七一・旧第十七条繰上）

（手数料の減免）

第十七条 市長は、次の各号に掲げる者について当該各号に定めるところにより条例別表第一に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

- 災害(地震、台風、集中豪雨、火災等)により被害を受けた者 免除
- 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項に掲げる保護を受けている者 免除
- 前二号に掲げるもののほか市長が必要と認める者 その都度市長が決定

（平一五規則七一・旧第十八条繰上）

（減免の手続）

第十八条 前条の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式第十四号)を市長に提出しなければならない。

2 市長が前項の決定をしたときは、手数料減免決定書(様式第十五号)を交付する。（平一五規則七一・旧第十九条繰上、平二一規則二七・一部改正）

（一般廃棄物収集運搬業の許可申請）

第十九条 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第十六号)に、次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- 申請者が個人である場合には住民票の写し、法人である場合には定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 申請者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 申請者が法人の場合にあっては、役員等の氏名、住所、本籍、生年月日及び役職に関する調査
- 事業計画の概要を記載した書類
- 運搬先が本市の処理施設以外の場合には、一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- 一般廃棄物(し尿等の液状のものを除く。以下この号において同じ。)を収集する相手方の名称及び所在地並びに一般廃棄物の種類、数量等を記載した書類並びに当該相手方の受託関係を明らかにした書類
- 営業所及び運搬車保管場所の案内図、付近見取図及び配置図(運搬車保管場所に限る。)並びに申請者が当該施設の所有権(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原)を有することを証する書類
- 運搬車の車種、車両番号、最大積載量等に関する調査書並びに当該運搬車の正面及び側面の写真並びに自動車検査証及び任意の保険に加入していることを証する書類の写し
- 従業員の氏名、住所、生年月日及び職名に関する調査
- 市内で収集又は運搬の業務に従事する者の氏名、住所、生年月日、職名及び経験に関する調査
- 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可を受けている市町村名、許可番号等に関する調査
- 事業の開始に要する資金の総額及び調達方法を記載した書類
- 申請者が個人である場合には市町村民税の、法人である場合には法人市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類及び図面

2 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新申請手続は、前項の申請手続の例による。この場合において、申請の内容に変更がない場合は、前項の規定にかかわらず、市長の指示するところにより添付する書類等の一部を省略することができる。（平一五規則七一・旧第二十条繰上、平一五規則一二〇・平一七規則三・平二一規則二七・令元規則二六・一部改正）

（一般廃棄物処分業の許可申請）

第二十条 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(様式第十七号)に、次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- 申請者が個人である場合には住民票の写し、法人である場合には定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 申請者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 申請者が法人の場合にあっては、役員等の氏名、住所、本籍、生年月日及び役職に関する調査
- 事業計画の概要を記載した書類
- 最終処分以外の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- 一般廃棄物を受入れる相手方の名称及び所在地並びに当該一般廃棄物の種類、数量等を記載した書類並びに当該相手方の受託関係を明らかにした書類
- 営業所の案内図及び付近見取図
- 処分施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び写真並びに当該施設の案内図及び付近見取図並びに最終処分場にある場合は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 申請者が前二号の施設の所有権(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原)を有することを証する書類
- 従業員の氏名、住所、生年月日及び職名に関する調査
- 市内で処分の業務に従事する者の氏名、住所、生年月日、職名及び経験に関する調査
- 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可を受けている市町村名、許可番号等に関する調査
- 事業の開始に要する資金の総額及び調達方法を記載した書類
- 申請者が個人である場合には市町村民税の、法人である場合には法人市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類及び図面

2 一般廃棄物処分業の許可の更新申請手続は、前項の申請手続の例による。この場合において、申請の内容に変更がない場合は、前項の規定にかかわらず、市長の指示するところにより添付する書類等の一部を省略することができる。（平一五規則七一・旧第二十一条繰上、平一五規則一二〇・平一七規則三・平二一規則二七・令元規則二六・一部改正）

（許可証）

第二十一条 条例第二十六条第三項に規定する許可証は、一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第十八号)又は一般廃棄物処分業許可証(様式第十九号)とする。（平一五規則七一・旧第二十二条繰上・一部改正、平二一規則二七・一部改正）

（一般廃棄物処理業の許可を要しない者の指定）

第二十二条 省令第二条第二号又は第二条の三第二号に規定する市長の指定を受けようとする者は、一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可不要者指定申請書(様式第二十号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定は、一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可不要者指定書(様式第二十一号)を交付して行うものとする。（平一五規則七一・追加、平二一規則二七・一部改正）

（変更の許可申請）

第二十三条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、一般廃棄物／収集運搬業／処分業／変更許可申請書(様式第二十二号)を市長に提出しなければならない。

2 第十九条及び第二十条の規定は、前項の申請書に添付する書類等について準用する。この場合において、第十九条第一項第四号及び第二十条第一項第四号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、第十九条第一項第十二号及び第二十条第一項第十三号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、第二十条第一項第八号中「処分施設」とあるのは「変更に係る処分施設」と、「最終処分場」とあるのは「変更に係る最終処分場」と、第十九条第二項及び第二十条第二項中「許可の更新申請手続」とあるのは「事業の範囲の変更許可申請手続」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 市長は、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可をしたときは一般廃棄物収集運搬業変更許可証(様式第二十三号)を、一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可をしたときは一般廃棄物処分業変更許可証(様式第二十四号)を交付する。（平一五規則七一・平二一規則二七・一部改正）

（変更等の届出）

第二十四条 条例第二十七条第二項に規定する規則で定める事項は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる場合とする。

- 一般廃棄物収集運搬業者 第十九条第一項第五号及び第六号に掲げる書類の記載事項に変更が生じた場合
- 一般廃棄物処分業者 第二十条第一項第五号及び第六号に掲げる書類の記載事項に変更が生じた場合

2 法第七条の二第三項及び前項に規定する事項の届出をしようとする者は、一般廃棄物／収集運搬業／処分業／変更届出書(様式第二十五号)を市長に提出して行うものとする。この場合において、前項に規定する事項の届出書の提出期限は、当該変更の事由が生じた日から十日以内とする。

3 法第七条の二第三項に規定する廃止の届出は、廃止届出書(様式第二十六号)を市長に提出して行うものとする。（平一五規則七一・平二一規則二七・一部改正）

（一般廃棄物処理業等の許可証の再交付申請）

第二十五条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業等許可証再交付申請書(様式第二十七号)を市長に提出しなければならない。（平一五規則七一・平二一規則二七・一部改正）

- (許可証の返納)
- 第二十六条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、**次の各号**のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返納しなければならない。
- 許可期間が満了したとき。
 - 変更の許可を受けたとき。
 - 事業を廃止したとき。
 - 許可を取り消されたとき。
- (平一五規則七一・一部改正)
- (一般廃棄物処理施設に係る許可証等の交付)
- 第二十七条 市長は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の許可をしたとき、又は法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証**(様式第二十八号)**を交付する。
- 2 市長は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証**(様式第二十九号)**を交付する。
- (平一五規則七一・追加、平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)
- (一般廃棄物処理施設等に係る許可証等の再交付申請)
- 第二十八条 **前条**の一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証、熱回収施設設置者認定証、省令第十二条の五の許可証又は省令第十二条の十一の十の認定証の再交付を受けようとする者は、廃棄物処理施設許可証等再交付申請書**(様式第三十号)**を市長に提出しなければならない。
- (平一五規則七一・追加、平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)
- (一般廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知)
- 第二十九条 市長は法第八条の二第五項(法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書**(様式第三十一号)**により当該検査の申請者に通知するものとする。
- (平一五規則七一・追加、平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)
- (一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知)
- 第三十条 市長は、法第九条第五項(法第九条の三第十一項において準用する場合を含む。)又は第九条の二の三第二項の規定による確認をしたときは、当該確認の結果を一般廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書**(様式第三十二号)**により当該確認の申請者に通知するものとする。
- (平一五規則七一・追加、平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)
- (市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出及び設置等に係る確認の通知)
- 第三十一条 法第九条の三第一項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書**(様式第三十三号)**によるものとする。
- 2 法第九条の三第四項ただし書(同条第九項において準用する場合を含む。)の通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書**(様式第三十四号)**によるものとする。
- (平一五規則七一・追加、平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)
- (産業廃棄物処理業の許可を要しない者の指定)
- 第三十二条 省令第九条第二号又は第十条の三第二号に規定する市長の指定を受けようとする者は、産業廃棄物／収集運搬業／処分業／許可不要者指定申請書**(様式第三十五号)**を市長に提出しなければならない。
- 2 **前項**の指定は、産業廃棄物／収集運搬業／処分業／許可不要者指定書**(様式第三十六号)**を交付して行うものとする。
- (平一五規則七一・追加、平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)
- (産業廃棄物処理業等の許可証の再交付)
- 第三十三条 産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者は、その事業に係る許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、当該許可証の再交付を市長に申請することができる。
- 2 **前項**の規定による申請は、産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書**(様式第三十七号)**によるものとする。この場合において、許可証の毀損又は汚損を理由として申請する場合にあっては、当該許可証を添付しなければならない。
- (平一五規則七一・追加、平二一規則二七・平二三規則二一・平二六規則五・一部改正)
- (休止の届出)
- 第三十四条 産業廃棄物収集運搬業者若しくは**産業廃棄物処分業者**又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者は、その事業の全部又は一部を三十日以上休止しようとするときは、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)／収集運搬業／処分業／休止届出書**(様式第三十八号)**により、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- (平一五規則七一・追加、平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)
- (産業廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知)
- 第三十五条 市長は、法第十五条の二第五項(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書**(様式第三十九号)**により当該検査の申請者に通知するものとする。
- (平一五規則七一・追加、平一五規則一〇〇・平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)
- (産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知)
- 第三十六条 市長は、法第十五条の二の六第三項の規定において準用する法第九条第五項又は法第十五条の三の二第二項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認をしたときは、当該確認の結果を産業廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書**(様式第四十号)**により当該確認の申請者に通知するものとする。
- (平一五規則七一・追加、平一五規則一〇〇・平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)
- (報告の徴収)
- 第三十七条 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者(事業者が特別管理産業廃棄物管理責任者である場合を含む。)を置き、変更し、又は廃止した日から三十日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更・廃止報告書**(様式第四十一号)**を市長に提出しなければならない。
- 2 法第十二条第八項に規定する事業場を設置している事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに産業廃棄物処理実績報告書**(様式第四十二号)**を市長に提出しなければならない。
- 3 産業廃棄物収集運搬業者(積替え又は保管を行うものに限る。)若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者(積替え又は保管を行うものに限る。)若しくは特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処理(運搬)実績報告書**(様式第四十三号)**又は産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処理(処分)実績報告書**(様式第四十四号)**を市長に提出しなければならない。
- (平一五規則七一・追加、平二〇規則二六・平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)

- (様式)
- 第三十八条 **次の各号**に掲げる書類の様式は、**当該各号**に定めるところによるものとする。
- 省令第二条の七、第十条の十の三又は第十条の二十四の届出書 廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書**(様式第四十五号)**
 - 法第八条第二項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書**(様式第四十六号)**
 - 省令第四条の四第一項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書**(様式第四十七号)**
 - 省令第四条の四の二の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書**(様式第四十八号)**
 - 省令第四条の四の四の書面 定期検査結果通知書**(様式第四十九号)**
 - 省令第四条の十七の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書**(様式第五十号)**
 - 省令第五条の三第一項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書**(様式第五十一号)**
 - 省令第五条の四の二第一項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書**(様式第五十二号)**
 - 省令第五条の五第一項の届出書 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書**(様式第五十三号)**
 - 省令第五条の五の二第一項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書**(様式第五十四号)**
 - 省令第五条の五の三又は第十二条の十一の三の届出書 廃棄物処理施設に係る欠格要件該当届出書**(様式第五十五号)**
 - 省令第五条の五の五第一項の申請書 熱回収施設設置者認定申請書**(様式第五十六号)**
 - 省令第五条の五の十第一項の届出書 熱回収施設休廃止等届出書**(様式第五十七号)**
 - 省令第五条の五の十一第一項の報告書 熱回収報告書**(様式第五十八号)**
 - 省令第五条の八第一項の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書**(様式第五十九号)**
 - 省令第五条の十一第一項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書**(様式第六十号)**
 - 省令第五条の十二第一項の申請書 合併・分割認可申請書**(様式第六十一号)**
 - 省令第六条第一項の届出書 相続届出書**(様式第六十二号)**
 - 省令第十二条の七の十七第二項の届出書 産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書**(様式第六十三号)**
 - 省令第十二条の七の十七第四項の受理書 受理書**(様式第六十四号)**
 - 省令第十二条の七の十七第五項の規定による届出に係る届出書 産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設変更(廃止)届出書**(様式第六十五号)**
 - 法第二十一条の二第一項の規定による届出に係る届出書 特定処理施設における事故状況等届出書**(様式第六十六号)**
- (平一五規則七一・追加、平一五規則一〇〇・平一九規則三九・平二〇規則二六・平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)

- (浄化槽清掃業の許可申請)
- 第三十九条 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書**(様式第六十七号)**に、次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。
- 申請者が個人である場合には住民票の写し、法人である場合には定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 申請者が浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第三十六条二号イからニまで及びべからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
 - 申請者が法人の場合にあっては、役員の氏名、住所、本籍、生年月日及び役職に関する調査
 - 事業計画の概要を記載した書類
 - 営業所の案内図及び付近見取図並びに申請者が当該営業所の所有権(所有権を有しない場合には、当該営業所を使用する権原)を有することを証する書類
 - 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九年厚生省令第十七号)第十一条第一号から第三号までに規定する器具の写真並びにその収納場所の案内図、付近見取図及び配置図
 - 従業員の氏名、住所、生年月日及び職名に関する調査
 - 市内で清掃の業務に従事する者の氏名、住所、生年月日、職名及び経験に関する調査
 - 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有している者の氏名等に関する調査及びこれらを証する書面の写し
 - 申請者が個人である場合には市町村民税の、法人である場合には法人市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 前各号**に掲げるもののほか市長が必要と認める書類及び図面
- 2 浄化槽清掃業の許可の更新申請手続は、**前項**の申請手続の例による。この場合において、申請の内容に変更がない場合は、**前項**の規定にかかわらず、市長の指示するところにより添付する書類等の一部を省略することができる。
- (平一五規則七一・旧第二十七条繰下・一部改正、平一五規則一〇〇・平一七規則三・平一九規則三九・平二〇規則二六・平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)

- (許可の期間)
- 第四十条 **条例第三十二条第二項**に規定する規則で定める期間は、二年とする。
- (平一〇規則一〇・一部改正、平一五規則七一・旧第二十八条繰下)
- (許可証)
- 第四十一条 **条例第三十二条第三項**に規定する許可証は、浄化槽清掃業許可証**(様式第六十八号)**とする。
- (平一五規則七一・旧第二十九条繰下・一部改正、平一五規則一〇〇・平一九規則三九・平二〇規則二六・平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)
- (変更届出)
- 第四十二条 浄化槽法第三十七条に規定する変更届出は、浄化槽清掃業変更届出書**(様式第六十九号)**を市長に提出して行うものとする。
- (平一五規則七一・旧第三十条繰下・一部改正、平一五規則一〇〇・平一九規則三九・平二〇規則二六・平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)
- (準用)
- 第四十三条 **第二十四条第三項**、**第二十五条**及び**第二十六条(第二号)**の規定を除く。)の規定は、浄化槽清掃業の廃止の届出、許可証の再交付申請及び許可証の返納について準用する。この場合において、**第二十四条第三項**中「法第七条の二第三項」とあるのは「浄化槽法第三十八条」と、**第二十五条**中「一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、**第二十六条**中「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、それぞれ読み替えるものとする。
- (平一五規則七一・旧第三十一条繰下)
- (立入調査の身分証明書)
- 第四十四条 **条例第四十二条第二項**に規定する証明書は、身分証明書**(様式第七十号)**とする。
- (平一五規則七一・旧第三十二条繰下・一部改正、平一五規則一〇〇・平一九規則三九・平二〇規則二六・平二一規則二七・平二三規則二一・一部改正)
- (その他)
- 第四十五条 この規則に定めるもののほか、**条例**の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- (平一五規則七一・旧第三十三条繰下・一部改正)

- 附 則
- この規則は、平成七年十月一日から施行する。
 - 川越市廃棄物の処理及び清掃に関する**条例**施行規則(昭和四十七年規則第十二号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
 - この規則の施行の前日から同日以後に引き続き家庭系廃棄物を排出する者については、**第十一条**の規定にかかわらず、同日に同項に規定する許可を受けたものとみなして、当該廃棄物の処理を行うものとする。
 - この規則の施行の前日に旧規則の規定により既に交付されているし尿くみ取券で使用されていないものは、**第十六条第一項**の規定により購入されたし尿くみ取券とみなす。
 - この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の修正をして使用することができる。
- 附 則(平成八年六月二一規則第二七号)
- この規則は、平成八年七月一日から施行する。
 - この規則の施行の際現に改正前の川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行規則の規定によるし尿くみ取券(世帯・施設割券)を購入することにより納付されているし尿の収集・運搬手数料で、当該し尿くみ取券(世帯・施設割券)の消印がされていないもの取扱いについては、次の各号の収集・運搬手数料の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例(平成七年条例第十五号。以下「条例」という。)別表第一普通世帯に係る収集・運搬手数料 改正後の様式第十四号の規定によるし尿くみ取券(世帯割券)とみなして第十六条第一項を適用
 - 条例別表第一事業所その他多数の者が利用する施設に係る収集・運搬手数料 市長が別に決定
- 附 則(平成一〇年二月二六日規則第一〇号)
- この規則は、平成十年四月一日から施行する。
- 附 則(平成一二年三月二九日規則第一〇号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成一三年二月二六日規則第八号)
- この規則中別表の改正規定は平成十三年四月一日から、第五条、第七条及び様式二号の改正規定は平成十四年四月一日から施行する。
- 附 則(平成一五年三月三一規則第七号)
- この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
 - この規則の施行の際現に改正前の川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。
- 附 則(平成一五年一二月一日規則第一二〇号)
- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則(平成一六年八月二日規則第四〇号)
- この規則は、平成十六年九月一日から施行する。
- 附 則(平成一七年三月四日規則第三号)
- この規則は、平成十七年三月七日から施行する。
- 附 則(平成一七年三月三一日規則第二六号)
- この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 附 則(平成一九年三月三〇日規則第三九号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - この規則の施行の際現に改正前の川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の規定により作成されている様式は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。
- 附 則(平成二〇年三月三一日規則第二六号)
- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 附 則(平成二二年三月三一日規則第二七号)
- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に収集、運搬又は処分が行われている衣類乾燥機の処理に係る手数料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成二十三年三月三十一日規則第二号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月三〇日規則第四号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月三〇日規則第四号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年七月六日規則第六号)

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則(平成二十五年三月二六日規則第一号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年一〇月一八日規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年三月三日規則第五号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月三十一日規則第四号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

1 行政庁の処分その他の行為又は不作为についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成二十九年三月八日規則第八号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二十九年九月二六日規則第五号)

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の規定により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成三十一年二月五日規則第三号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(令和元年一月一三日規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年八月二〇日規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第16条関係)
(平15規則120・全改、平21規則27・平24規則43・平25規則18・一部改正)

品目	金額
椅子	500円
姿見	500円
鏡台	1,500円
座卓	500円
こたつ(一辺75cm以上)	1,000円
サイドボード	2,000円
食卓用テーブル	1,000円
食器戸棚小(一辺100cm未満)	1,000円
食器戸棚大(一辺100cm以上)	1,500円
整理台小(一辺100cm未満)	500円
整理台大(一辺100cm以上)	1,000円
整理棚小(一辺100cm未満)	1,000円
整理棚大(一辺100cm以上)	1,500円
整理箱小(一辺100cm未満)	1,000円
整理箱大(一辺100cm以上)	1,500円
ソファー(1人用)	500円
ソファー(長椅子)	1,000円
ソファー(ベッド兼用)	1,500円
タンス小(一辺100cm未満)	1,000円
タンス中(一辺100cm以上150cm未満)	1,500円
タンス大(一辺150cm以上)	2,000円
ついたて	500円
机(片袖)	1,000円
机(両袖)	2,000円
ライティングデスク	2,000円
テーブル用椅子(2脚)	500円
ベッド(ベビー用)	1,000円
ベッド(シングル)	1,500円
ベッド(ダブル・セミダブル)	2,000円
ベッド(2段)	2,000円
ベッド用マットレス	1,000円
食器洗い乾燥機(一辺50cm以上)	1,000円
スピーカー(一辺50cm以上)	1,000円
ステレオ一式	1,500円
石油暖房器具(一辺50cm以上)	1,000円
ガス暖房器具(一辺50cm以上)	1,000円
冷風機	1,000円
アコーデオンカーテン	500円
編み機	1,000円
オルガン(足型)	1,000円
オルガン(箱型)	1,500円
オルガン(電子)	2,000円
オープンレンジ	1,000円
電子レンジ(一辺50cm以上)	1,000円
脚立(一辺210cm以下)	500円
健康増進器具小	1,000円
健康増進器具大	1,500円
ジュウタン類	1,000円
ウッドカーペット	1,500円
水槽小(一辺60cm超90cm以下)	1,000円
水槽大(一辺90cm超120cm以下)	1,500円
洗面台小(一辺90cm未満)	1,000円
洗面台大(一辺90cm以上180cm以下)	2,000円
調理台小(一辺90cm未満)	1,000円
調理台大(一辺90cm以上180cm以下)	2,000円
流し台小(一辺90cm未満)	1,000円
流し台大(一辺90cm以上180cm以下)	2,000円
電動自転車	2,000円
布団(3枚1組)	1,000円
プリンター(一辺50cm以上)	500円
マッサージ機(椅子型)	1,000円
マッサージ機(ベッド型)	1,500円
ミシン(卓上型一辺50cm以上)	500円
ミシン(足踏み式)	1,500円
物干し竿	500円
物干し台小	1,000円
物干し台大	2,000円
幼児用遊具(一辺100cm以上)	1,000円

備考

1 「一辺」とは、当該粗大ごみのうち最大の辺をいう。

2 この表に掲げる品目以外の品目に係る粗大ごみ処理手数料は、この表に準じた金額による。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

事業系一般廃棄物管理責任者選任届

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者
住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条第2項の規定により、事業系一般廃棄物管理責任者を選任したので、次のとおり届け出ます。

Table with columns for '多量排出事業者の名称', '多量排出事業者の所在地', '選任年月日', '氏名', '役職名', '連絡先', and '電話番号'.

様式第2号(第6条関係) (平29規則8・全改)

様式第2号(第6条関係)

(表面)

事業系一般廃棄物の減量・資源化等計画書

年 月 日

(提出先)
川越市長

住所
届出者
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条第3項の規定により、事業系一般廃棄物減量・資源化等計画書を作成したので、次のとおり提出します。

Table with columns for '多量排出事業者の名称', '多量排出事業者の所在地', '建築物の用途', '保管場所', '減量・資源化及び適正な処理に関する計画', and '現在減量のために実施していること'.

(裏面)

Table with columns for '年度区分', '前年度実績', and '今年度計画'. Rows include '紙類', '可燃ごみ', '粗大ごみ', and '合計'.

Table with columns for '種類', '契約業者名', '再生利用対象物', '事業系一般廃棄物', and '産業廃棄物'.

様式第3号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

再生利用対象物及び事業系一般廃棄物保管場所設置届

年 月 日

(提出先)
川越市長

届 出 者
住 所

氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条第4項の規定により、再生利用対象物及び事業系一般廃棄物の保管場所を設置したので、次のとおり届け出ます。

多量排出事業者の名称	
多量排出事業者の所在地	
事業系一般廃棄物管理責任者の氏名	
建築物の用途及び面積	事 務 所 m²
	店 舗 m²
	宿 泊 施 設 m²
	学 校 ・ 娯 楽 施 設 m²
	医 療 施 設 m²
	そ の 他 m²
保 管 場 所 等	事業系一般廃棄物保管場所 m²
	再生利用対象物保管場所 m²
	詳細は別添図面のとおり
備 考	

[様式第4号\(第8条関係\)](#)

(平15規則71・一部改正)

様式第4号(第8条関係)

勸 告 書

年 月 日

様

川越市長 印

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり勧告します。

多量排出事業者の名称	
多量排出事業者の所在地	
事業系一般廃棄物管理責任者の氏名	
1 勧告内容	
2 勧告理由	
3 措置の期限	

[様式第5号\(第9条関係\)](#)

(平15規則71・一部改正)

様式第5号(第9条関係)

受 入 拒 否 通 知 書

年 月 日

様

川越市長



川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第14条の規定により、下記のとおり事業系一般廃棄物の受入れを拒否するので通知します。

記

多量排出事業者の名称	
多量排出事業者の所在地	
事業系一般廃棄物管理責任者の氏名	
受入拒否の理由	
受入拒否の開始日	年 月 日から

[様式第6号\(第10条関係\)](#)

(平15規則71・平19規則39・平23規則21・一部改正)


様式第6号(第10条関係)

一 般 廃 棄 物 処 理 申 請 書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申 請 者
住 所

氏 名 
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第10条の規定により、次のとおり申請します。

世帯員氏名又は代表者氏名	生年月日	備 考

[様式第7号\(第11条関係\)](#)

(平15規則71・平19規則39・平23規則21・一部改正)

様式第7号(第11条関係)

一般廃棄物処理廃止・休止・変更届

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者
住所

氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第11条の規定により、一般廃棄物の処理の廃止・休止・変更を届け出ます。

世帯員氏名又は代表者氏名	廃止・休止・変更の理由

[様式第8号\(第12条関係\)](#)
(平29規則56・全改)

様式第8号(第12条関係)

ごみ処理施設搬入許可申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

一般廃棄物を市の処理施設へ搬入したいので、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第12条第1項の規定により申請します。なお、一般廃棄物の処理(再生利用を含む。)の方法については、川越市に委ねます。

申請者	住所		
	氏名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) <input type="checkbox"/>	
	電話番号		
一般廃棄物排出者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる場合	住所	川越市
		氏名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
		電話番号	
搬入年月日	年 月 日		
使用車両	車両名称		
	車両番号		
搬入一般廃棄物の内容	搬入する品目(以下の欄に記入してください。)		
※市記入欄	搬入数量	kg	

[様式第9号\(第12条関係\)](#)
(平15規則71・平19規則39・平23規則21・一部改正)


様式第9号(第12条関係)

し尿等処理施設搬入許可申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者
住所

氏名 
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物を市の処理施設へ搬入したいので、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第12条第1項の規定により申請します。

搬入年月日 又は期間	年 月 日から 年 月 日まで
1日平均し尿 等搬入予定量	_____kl (1.8kl積載くみ取車_____台相当)
備考	

[様式第10号\(第12条関係\)](#)
(平29規則56・全改)

様式第10号(第12条関係)

ごみ処理施設搬入許可書

年 月 日

様

川越市長



次のとおり搬入を許可します。

申請者	住所		
	氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号		
一般廃棄物 排出者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	<input type="checkbox"/> 申請者 と異なる 場合	住所	川越市
		氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号			
搬入年月日	年 月 日		
使用車両	車両名称	車両番号	
搬入一般 廃棄物 の内容	品目		
搬入数量	数量は計量票兼領収書に記載		

[様式第11号\(第12条関係\)](#)
(平15規則71・一部改正)

様式第11号(第12条関係)

し尿等処理施設搬入許可書

年 月 日

様

川越市長



次のとおり搬入を許可します。

許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
1日平均し尿等 許可搬入量	_____kl (1.8kl積載ふん尿車_____台相当)
備 考	

[様式第12号\(第12条関係\)](#)

(平15規則71・平19規則39・平23規則21・一部改正)

様式第12号(第12条関係)

し尿等処分依頼書

年 月 日

(提出先)
川越市長

依頼者
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第12条第4項の規定により、し尿等の処分を依頼します。

くみ取(清掃)世帯住所		
くみ取(清掃)世帯氏名	外 世帯	
処 分 依 頼 物	し尿	その他()
処 分 量	1	1
車 両 番 号		
処 分 責 任 者	<input type="checkbox"/>	

[様式第13号\(第14条関係\)](#)

(平15規則71・平19規則39・一部改正)

様式第13号(第14条関係)

動物死体処理依頼書

年 月 日

(提出先)
川越市長

依頼者
住所
氏名 ㊟
電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第14条の規定により、動物の死体の処理を依頼します。

種類	数量	手数料		
		収集・運搬	処分	計
犬	頭			
猫	頭			
その他の動物 ()	頭			

[様式第14号\(第18条関係\)](#)

(平15規則71・平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第15号繰上)

様式第14号(第18条関係)

手数料減免申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者
住所
氏名 ㊟
電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第18条第1項の規定により、一般廃棄物の処理手数料の減額・免除を申請します。

一般廃棄物の種類	
一般廃棄物の数量	
手数料の額 (料金)	
申請の理由	
期間	

[様式第15号\(第18条関係\)](#)

(平15規則71・一部改正、平21規則27・旧様式第16号繰上)

様式第15号(第18条関係)

手数料減免決定書

年 月 日

様

川越市長



年 月 日付けで申請のあった手数料の減額・免除については、次のとおり決定しました。

一般廃棄物の種類	
一般廃棄物の数量	
手数料の額 (料 金)	
減額又は免除の理由	
期 間	

備考 減免期間内に減額又は免除の理由がなくなったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

[様式第16号\(第19条関係\)](#)
(平29規則56・全改)

様式第16号(第19条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申 請 者

住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

営業所の所在地 及 び 名 称	電話番号
取り扱う一般廃棄物の種類	
取 集 又 は 運 搬 の 区 別	
営 業 の 区 域	
事業の用に供する運搬車その他主たる施設の種類及び数量又は規模	


[様式第17号\(第20条関係\)](#)
(平29規則56・全改)

様式第17号(第20条関係)

一般廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長


申請者
住所
氏名 
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

営業所の所在地及び名称	電話番号
取り扱う一般廃棄物の種類	
処分(最終処分を除く。)又は最終処分の区別	
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量)	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	

様式第18号(第21条関係)
(平29規則56・全改)

様式第18号(第21条関係)

許可番号第 号	
一般廃棄物収集運搬業許可証	
住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。	
年 月 日	
川越市長 	
記	
営業所の所在地及び名称	
取り扱う一般廃棄物の種類	
収集又は運搬の区別	
運搬先	
営業の区域	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可の条件	

様式第19号(第21条関係)
(平29規則56・全改)

様式第19号(第21条関係)

許可番号第 号	
一般廃棄物処分業許可証	
住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、下記のとおり許可する。	
年 月 日	
川越市長 印	
記	
営業所の所在地及び名称	
取り扱う一般廃棄物の種類	
処分(最終処分を除く。)又は最終処分の区別	
処理施設	所在地
	種類
	処理能力
処分先	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可の条件	

様式第20号(第22条関係)

(平15規則71・追加、平15規則120・平17規則3・平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第21号繰上、平23規則21・平24規則67・平29規則56・令元規則26・一部改正)

様式第20号(第22条関係)

(表面)
収集運搬業
一般廃棄物 許可不要者指定申請書
処分業

年 月 日

(提出先)
川越市長

住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第2条第2号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 規定する市長の指定を
第2条の3第2号

受けたいので、次のとおり申請します。

業務の区分 (該当する業務の番号を○で囲むこと。)	1 一般廃棄物収集運搬業(積替え及び保管を除く。)
	2 一般廃棄物収集運搬業(積替え及び保管を含む。)
	3 一般廃棄物処分業
一般廃棄物の種類	
事業所(事業場)の所在地 (電話番号)	従業員の数 人
収集運搬施設	
保管施設	
再生利用の施設	
再生利用の目的	
再生利用の方法	
排出事業所の所在地及び名称 (電話番号)	
再生利用事業所の所在地及び名称 (電話番号)	
事業開始予定年月日	年 月 日

(裏面)

添付書類

- 1 再生利用されることが確実であることを証明する書類(証明書又は契約書の写し)
- 2 申請者が、個人の場合は住民票の写し(本籍(外国人にあつては、国籍等)の記載のあるものに限る。)、法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 再生利用施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 4 申請者(法人にあつては役員を含む。))が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 5 業務経歴を記載した書類
- 6 役員及び従業員名簿
- 7 印鑑登録証明書
- 8 経理的基礎に関する資料
- 9 その他市長が必要と認める書類

様式第21号(第22条関係)

(平29規則56・全改)

様式第21号(第22条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 許可不要者指定書
処 分 業 第 号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物 収集運搬業 の許可を要

しない者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条第2号 第2条の3第2号 の規定により、次のとおり指定します。

- 1 業務の区分
- 2 一般廃棄物の種類
- 3 排出事業所
- 4 再生利用事業所
- 5 再生利用の目的
- 6 再生利用の方法

年 月 日

川越市長 印

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として(訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(この裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第22号(第23条関係)

(平15規則71・旧様式第21号線下、平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第23号線上、平23規則21・平26規則5・一部改正)

様式第22号(第23条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 変更許可申請書
処 分 業 年 月 日

(提出先)
川越市長

申 請 者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物 収集運搬業 処 分 業 の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

営業所の所在地及び名称	電話番号
許可年月日及び許可番号	年 月 日許可 第 号
変 更 の 内 容	新
	旧
変 更 の 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容	

様式第23号(第23条関係)

(平29規則56・全改)

様式第23号(第23条関係)

許可番号第 号	
一般廃棄物収集運搬業変更許可証	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、下記のとおり許可する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">川越市長 </p> <p style="text-align: center;">記</p>	
営業所の所在地及び名称	
取り扱う一般廃棄物の種類	
収集又は運搬の区 別	
運 搬 先	
営 業 の 区 域	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
許 可 の 条 件	
許可(新規・更新)年月日	年 月 日
許可変更内容	

[様式第24号\(第23条関係\)](#)
(平29規則56・全改)

様式第24号(第23条関係)

許可番号第 号	
一般廃棄物処分業変更許可証	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、下記のとおり許可する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">川越市長 </p> <p style="text-align: center;">記</p>	
営業所の所在地及び名称	
取り扱う一般廃棄物の種類	
処分(最終処分を除く。)又は最終処分の区別	
処 理 施 設	所 在 地
	種 類
処 理 能 力	
処 分 先	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
許 可 の 条 件	
許可(新規・更新)年月日	年 月 日
許可変更内容	

[様式第25号\(第24条関係\)](#)
(平29規則56・全改)

様式第25号(第24条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 変更届出書
処 分 業

年 月 日

(提出先)
川越市長

届 出 者
住 所
氏 名 ㊦
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け許可第 号で許可を受けた一般廃棄物 収集運搬業 処 分 業
に係る以下の事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3
項及び川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第27条第2項の規定により、関係書類
等を添えて届け出ます。

取り扱う一般廃棄物の種類	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 氏名若しくは名称又は住所 <input type="checkbox"/> 役員等 <input type="checkbox"/> 営業所の所在地又は名称 <input type="checkbox"/> 運搬車 <input type="checkbox"/> 運搬車保管場所 <input type="checkbox"/> 営業先 <input type="checkbox"/> その他_____
変 更 の 内 容	新
	旧
変 更 の 理 由	

添付書類 市長が指示する書類及び図面

[様式第26号\(第24条関係\)](#)

(平15規則71・旧様式第25号繰下、平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第27号繰上、平23規則21・一部改正)

様式第26号(第24条関係)

廃 止 届 出 書

年 月 日

(提出先)
川越市長

届 出 者
住 所
氏 名 ㊦
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け許可第 号で許可を受けた 業の 一 部
全 部
を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項
浄 化 槽 法 第 38 条
の規定により届け出
ます。

廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 し た 業 務	
廃 止 の 理 由	

添付書類 許可証

[様式第27号\(第25条関係\)](#)

(平15規則71・旧様式第26号繰下・一部改正、平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第28号繰上、平23規則21・平26規則5・一部改正)

様式第27号(第25条関係)

一般廃棄物処理業等許可証再交付申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け許可第 号で交付を受けた許可証の再交付を受けたいので、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第25条の規定により申請します。

業 種	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業
再 交 付 原 因	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 損傷
原 因 年 月 日	年 月 日
再 交 付 の 理 由	

添付書類 損傷した場合にあつては、損傷した許可証

様式第28号(第27条関係)
(平29規則56・全改)

様式第28号(第27条関係)

設置 一般廃棄物処理施設 許可証 変更 年 月 日	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 の規定により、設置 の許可を受け 第9条第1項 変更	
た一般廃棄物処理施設であることを証する。 川越市長	
許可の年月日	許可番号
施設の種類及び 処理する一般 廃棄物の種類	
設 置 場 所	
処 理 能 力	
許 可 の 条 件	
留 意 事 項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があつた場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

様式第29号(第27条関係)
(平23規則21・全改)

様式第29号(第27条関係)

熱回収施設設置者認定証 年 月 日	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。	
川越市長 印	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 取 の 方 法	
熱回収に必要な設備	
熱 回 取 率	%
留 意 事 項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

様式第30号(第28条関係)
(平23規則21・追加)

様式第30号(第28条関係)

廃棄物処理施設許可証等再交付申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第31条の規定により、次のとおり許可証等の再交付を申請します。

種 別	一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証 熱回収施設設置者認定証
許 可 (認 定) の 年 月 日 及 び 許 可 (認 定) 番 号	年 月 日 第 号
再 交 付 原 因	紛 失 損 傷
再 交 付 の 理 由	

備考 損傷した場合にあつては、損傷した許可証又は認定証を添付すること。

様式第31号(第29条関係)
(平15規則71・追加、平21規則27・旧様式第31号繰上、平23規則21・旧様式第30号繰下・一部改正)

様式第31号(第29条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設を検査したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
設 置 場 所	
種 類 ・ 能 力	
検 査 申 請 年 月 日	年 月 日
竣 工 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	当該一般廃棄物処理施設は、同法第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定する申請書に記載した設置に関する計画に 適合している。 適合していない。
備 考	

[様式第32号\(第30条関係\)](#)

(平15規則71・追加、平21規則27・旧様式第32号繰上、平23規則21・旧様式第31号繰下・一部改正)

様式第32号(第30条関係)

一般廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は第9条の2の3第2項の規定により、一般廃棄物最終処分場を確認したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許可年月日及び許可番号 又は届出年月日	年 月 日 号
設 置 場 所	
確 認 申 請 年 月 日	年 月 日
確 認 年 月 日	年 月 日
確 認 結 果	当該一般廃棄物最終処分場は、同法第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は第9条の2の3第2項に規定する技術上の基準に 適合している。 適合していない。
備 考	

[様式第33号\(第31条関係\)](#)

(平15規則71・追加、平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第33号繰上、平23規則21・旧様式第32号繰下、平29規則56・一部改正)

様式第33号(第31条関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

(提出先)
川越市長

名 称 川越市
代表者の氏名 川越市長 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置するので、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種別	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※届出年月日	年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日()$ 時間 $t/日()$ 時間 $m^2/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※ 事 務 処 理 欄	

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)	処分方法		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 一般廃棄物処理施設の種別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。			
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。			
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。			
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図			
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図			
5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			

様式第34号(第31条関係)

(平15規則71・追加、平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第34号繰上、平23規則21・旧様式第33号繰下・一部改正)

様式第34号(第31条関係)

一般廃棄物処理施設確認通知書

第 号
年 月 日

(提出先)
川越市長

川越市長 印

年 月 日付けで届出があった下記の施設については、その届出の内容が相当であると認められるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第4項ただし書(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、通知します。

記

施設の種類	
設置場所	
届出の内容	一般廃棄物処理施設(設置・変更)

様式第35号(第32条関係)

(平15規則71・追加、平15規則120・平17規則3・平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第35号繰上、平23規則21・旧様式第34号繰下・一部改正、平24規則67・平29規則56・令元規則26・一部改正)

様式第35号(第32条関係)

(表面)

収集運搬業 許可不要者指定申請書
産業廃棄物 処分業

年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第9条第2号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第10条の3第2号
に規定する市長の指定

を受けたいので、次のとおり申請します。

業 務 の 区 分 (該当する業務の番号 を○で囲むこと。)	1 産業廃棄物収集運搬業(積替え及び保管を除く。)
	2 産業廃棄物収集運搬業(積替え及び保管を含む。)
	3 産業廃棄物処分業
産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
事業所(事業場)の所在地	従業員の数 (電話番号) 人
収集運搬施設	
保管施設	
再生利用の施設	
再生利用の目的	
再生利用の方法	
排出事業所の所在地及び名称	(電話番号)
再生利用事業所の所在地及び名称	(電話番号)
事業開始予定年月日	年 月 日

(裏面)

添付書類

- 1 再生利用されることが確実であることを証明する書類(証明書又は契約書の写し)
- 2 申請者が、個人の場合は住民票の写し(本籍(外国人にあつては、国籍等)の記載のあるものに限る。)、法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 再生利用施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 4 申請者(法人にあつては役員を含む。))が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 5 業務経歴を記載した書類
- 6 役員及び従業員名簿
- 7 印鑑登録証明書
- 8 経理的基礎に関する資料
- 9 その他市長が必要と認める書類

[様式第36号\(第32条関係\)](#)

(平29規則56・全改)

様式第36号(第32条関係)

産業廃棄物 収集運搬業 許可不要者指定書
処分業 第 号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物 収集運搬業 の許可を要

しない者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号 第10条の3第2号 の規定により、次のとおり指定します。

- 1 業務の区分
 - 2 産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
 - 3 排出事業所
 - 4 再生利用事業所
 - 5 再生利用の目的
 - 6 再生利用の方法
- 年 月 日

川越市長

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として(訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(この裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[様式第37号\(第33条関係\)](#)

(平15規則71・追加、平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第37号繰上、平23規則21・旧様式第36号繰下・一部改正)

様式第37号(第33条関係)

産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第31条の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

種 別	産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物処分業
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
再交付原因	紛失 損傷
再交付の理由	

備考 損傷した場合にあつては、損傷した許可証を添付すること。

[様式第38号\(第34条関係\)](#)

(平15規則71・追加、平15規則120・平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第38号繰上、平23規則21・旧様式第37号繰下・一部改正)

様式第38号(第34条関係)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物) 収集運搬業 休止届出書
処 分 業

年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物) 収集運搬業 の一部(全部)を休止するので、川越

市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第34条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
休止に係る業務	
休止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止の理由	

[様式第39号\(第35条関係\)](#)

(平15規則71・追加、平15規則120・一部改正、平21規則27・旧様式第39号繰上、平23規則21・旧様式第38号繰下・一部改正)

様式第39号(第35条関係)

産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項(同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により、産業廃棄物処理施設を検査したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
設置場所	
種類・能力	
検査申請年月日	年 月 日
竣工年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	当該産業廃棄物処理施設は、同法第15条の2第5項(同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定する申請書に記載した設置に関する計画に 適合している。 適合していない。
備考	

[様式第40号\(第36条関係\)](#)

(平15規則71・追加、平15規則120・一部改正、平21規則27・旧様式第40号繰上、平23規則21・旧様式第39号繰下・一部改正)

様式第40号(第36条関係)

産業廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項又は同法第15条の3の2第2項の規定により、産業廃棄物最終処分場を確認したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許可年月日及び許可番号 又は届出年月日	年 月 日 号
設置場所	
確認申請年月日	年 月 日
確認年月日	年 月 日
確認結果	当該産業廃棄物最終処分場は、同法第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項又は同法第15条の3の2第2項に規定する技術上の基準に 適合している。 適合していない。
備考	

[様式第41号\(第37条関係\)](#)

(平15規則71・追加、平15規則120・平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第41号繰上、平23規則21・旧様式第40号繰下・一部改正)

様式第41号(第37条関係)

特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更・廃止報告書

年 月 日

(提出先) 川越市長

住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

特別管理産業廃棄物管理責任者を 設置 変更 したので、川越市廃棄物の処理及び再生利 廃止

用に関する規則第37条の規定により、次のとおり報告します。

Table with 2 columns: 事業場の所在地 (電話番号) and 特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名. Includes a section for 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格 and 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、変更又は廃止の年月日及びその事由.

備考 ※欄は記入しないこと。

様式第42号(第37条関係)

(平29規則56・全改)

様式第42号(第37条関係)

産業廃棄物処理実績報告書(年度)

年 月 日

(提出先) 川越市長

住所 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号

年度の産業廃棄物の処理実績について、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第37条第2項の規定により、次のとおり報告します。

Table with 2 main columns: 事業場の所在地 (電話番号) and 処分後の産業廃棄物の処分量(単位t・m³). Sub-columns include 産業廃棄物処理施設の種類 and 処分方法.

備考 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処分した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。 2 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。 3 処分した産業廃棄物に右欄含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、A欄にその旨を記載すること。

様式第43号(第37条関係)

(平15規則71・追加、平19規則39・一部改正、平20規則26・旧様式第44号繰上、平21規則27・旧様式第43号繰上、平23規則21・旧様式第42号繰下・一部改正、平29規則56・一部改正)

様式第43号(第37条関係)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理(運搬)実績報告書(年度)

年 月 日

(提出先) 川越市長

住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理実績について、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第37条第3項の規定により、次のとおり報告します。

Table with 4 columns: 許可の種類, 委託者(排出事業者または収集運搬業者), 運搬先, 引き渡した者. Includes sub-columns for 許可番号, 氏名又は名称, 受託量, 名称, 運搬量, 住所, 電話番号.

(裏面)

Table with 4 columns: 委託者(排出事業者または収集運搬業者), 運搬先, 引き渡した者. Includes sub-columns for 許可番号, 氏名又は名称, 受託量, 名称, 運搬量, 住所, 電話番号.

備考 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処分した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。 2 委託者とは、報告者に運搬を委託したものをいい、排出事業者から委託を受ける場合と収集運搬業者から再委託を受ける場合があること。なお、再委託である場合には、再委託者の許可番号を記載すること。また、右列は、当該産業廃棄物の引渡しを受けた場所の住所を記載すること。 3 報告者が引き渡した者に運搬を再委託した場合は、再委託者について記載し、密欄に(再)と記載すること。 4 処理した産業廃棄物に右欄含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載すること。

様式第44号(第37条関係)

(平29規則56・全改)

様式第44号(第37条関係)

(表面)
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理(処分)実績報告書(年度)
【中間処分業・最終処分業】
年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績について、川越市産業物の処理及び再生利用に関する規則第37条第3項の規定により、次のとおり報告します。

Table with columns for disposal type, date, and quantity. Includes sub-tables for disposal methods and locations.

Table with columns for permit type, permit number, name, and disposal quantity. Includes sub-tables for disposal methods and locations.

備考
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処分した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。
2 委託者は、報告者に処分を委託したものを用い、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があること。なお、処分業者からの再委託である場合は、添欄に(再)と記載すること。
3 委託者は、報告者が処分を委託した者をい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあっては添欄に(再)と、処分を再委託した場合にあっては、(再)と記載すること。
4 産業廃棄物の処理施設の処分実績については、処理施設で処分した量を別紙に記入し、添付すること。
5 処分した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載すること。

別紙

Table titled '産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書(年度)' with columns for waste type, treatment method, and quantity.

備考
1 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。
2 処分した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、A欄にその旨を記載すること。

様式第45号(第38条関係) (令元規則26・全改)

様式第45号(第38条関係)

廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項及び第5項(同法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により、欠格要件に該当するに至ったことを届け出ます。

Table with columns for permit details, reasons for disqualification, and dates. Includes a section for specific reasons.

※印の欄は、法第7条の2第5項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)による場合は記載不要です。

様式第46号(第38条関係)

(平15規則71・追加、平15規則120・一部改正、平19規則39・旧様式第46号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第47号繰上、平21規則27・旧様式第46号繰上、平23規則21・旧様式第45号繰下・一部改正、平24規則46・平29規則56・令元規則26・一部改正)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書 年 月 日	
(提出先) 川越市長	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類の	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※許可の年月日	年 月 日
※許可番号	
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地の面積 m ² 埋立容量 m ³
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項
※ 事 務 処 理 欄	

△ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△ 災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△ 埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△ 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	籍 所
法定代理人(申請者が同法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	籍 所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)			
発行済株式の総数	株		出資の額
	(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額	本 籍
	生年月日	割 合	住 所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
	役職名・呼称		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。			
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。			
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。			
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図			
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図			
5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
6 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。			
8 市長が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

様式第47号(第38条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

(提出先)

川越市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣工の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※ 受付欄	

備考 ※欄は記入しないこと。

様式第48号(第38条関係)

(平23規則21・追加)

様式第48号(第38条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

(提出先)

川越市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

様式第49号(第38条関係)

(平23規則21・追加)

様式第49号(第38条関係)

定期検査結果通知書	
年 月 日	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。	
川越市長 印	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種別	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

様式第50号(第38条関係)

(平15規則71・追加、平19規則39・旧様式第48号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第49号繰上、平21規則27・旧様式第48号繰上、平23規則21・旧様式第47号繰下・一部改正)

様式第50号(第38条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(年度)

年 月 日

(提出先)

川越市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置の場所	
埋立処分開始年月	
埋立処分修了予定年月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	

備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。

様式第51号(第38条関係)

(平15規則71・追加、平15規則120・一部改正、平19規則39・旧様式第49号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第50号繰上、平21規則27・旧様式第49号繰上、平23規則21・旧様式第48号繰下・一部改正、平24規則46・平29規則56・令元規則26・一部改正)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書		年 月 日	
(提出先) 川越市長			
申請者		住所	
氏名		氏名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類の			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更後 m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地の面積 m ² 埋立容量 m ³	変更前 m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地の面積 m ² 埋立容量 m ³	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号			
※事務処理欄			

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
法定代理人(申請者が同法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)			
発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住 籍 所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 一般廃棄物処理施設の種類の欄については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。			
3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。			
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図			
(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図			
(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値			
(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値			
(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあつては排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値			
4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			
6 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。			
8 市長が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	
年 月 日	
(提出先) 川越市長	住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
一般廃棄物処理施設の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
変 更 の 内 容	△軽微な変更
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4(同規則第5条の9において準用する場合を含む。)第1号から第5号までに掲げる事項の変更
	同規則第5条の4第6号に掲げる事項の変更
	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更
	(ふりがな) 住 所
	名 称
	(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更
	(ふりがな) 生年月日 本 籍
	氏 名 役職名・呼称 住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日
備考	
1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	
2 「同規則第5条の4第6号に掲げる事項の変更」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。	
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

様式第53号(第38条関係)
(平29規則56・全改)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書	
年 月 日	
(提出先) 川越市長	住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分が終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 (電話番号)
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ m ² m m
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状	種類 数量(m ³) 性状

様式第54号(第38条関係)
(平15規則71・追加、平19規則39・旧様式第52号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第53号繰上、平21規則27・旧様式第52号繰上、平23規則21・旧様式第51号繰下・一部改正、平29規則56・一部改正)

様式第54号(第38条関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は同法第9条の2の3第2項の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設置の場所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種類	数量(m ³)
埋立地の面積及び埋立の深さ	面積 m ²	埋立ての深さ m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	

備考

- 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 2 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
- 3 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。

様式第55号(第38条関係)

(令元規則26・全改)

様式第55号(第38条関係)

廃棄物処理施設に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項及び第7項(同法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、欠格要件に該当するに至ったことを届け出ます。

許可の年月日、許可番号、設置の場所及び施設の種類	一般廃棄物処理施設	年 月 日 第 号
		施設の設置場所
	産業廃棄物処理施設	年 月 日 第 号
		施設の設置場所
欠格要件のうち該当するに至ったもの及び具体的事由(※)	(該当する欠格要件) 法第7条第5項第4号 ロハニホヘトリヌル(法第14条第5項第2号 イハニホ)	
	(具体的事由) (「誰」が「どうした」ので欠格要件に該当した、というように記載してください。)	
欠格要件に該当するに至った年月日(※)	年 月 日	

※印の欄は、法第9条第7項(第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)による場合は記載不要です。

様式第56号(第38条関係)

(平23規則21・追加)

熱回収施設設置者認定申請書		年 月 日
(提出先) 川越市長		
申請者 住 所 氏 名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
熱回収施設の設置の場所		
※ 認 定 の 年 月 日		年 月 日
※ 認 定 番 号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法 熱回収率	%
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号
※ 事務処理欄		

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。 (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。 (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算出した熱回収率を記載すること。
7 市長が定める部数を提出すること。
※手数料欄

熱回収施設休廃止等届出書		年 月 日
(提出先) 川越市長		
届出者 住 所 氏 名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理 由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理 由 (廃止・休止・再開の別)	
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理 由	
		年 月 日
※ 事 務 処 理 欄		
備考		
1 ※欄は記入しないこと。		
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

様式第58号(第38条関係)

熱回収報告書		年 月 日
(提出先) 川越市長		
報告者		
住 所		
氏 名 ㊟		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。		
認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号	
年4月1日から 年3月31日までの年間の熱回収率	%	
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。		

様式第59号(第38条関係)
(平29規則56・全改)

様式第59号(第38条関係)

一般廃棄物処理施設変更届出書			年 月 日
(提出先) 川越市長			
名 称		川越市	
代表者の氏名		川越市長 ㊟	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、一般廃棄物処理施設を変更するので、次のとおり届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出年月日		年 月 日	
変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更後 m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地の面積 m ² 埋立容量 m ³	変更前 m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地の面積 m ² 埋立容量 m ³
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
備考			
1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。			
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図 (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値 (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値 (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあっては排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値			
3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

様式第60号(第38条関係)

(平15規則71・追加、平15規則120・一部改正、平19規則39・旧様式第54号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第56号繰上、平21規則27・旧様式第55号繰上、平23規則21・旧様式第54号繰下・一部改正、平24規則46・令元規則26・一部改正)

(第1面)
 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書

年 月 日

(提出先)
 川越市長

申請者
 住 所
 氏 名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

④

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※ 譲受け等の許可番号	
※ 事 務 処 理 欄	

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
法定代理人(申請者が同法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がるとき)

発行済株式の総数	株		出資の額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本 住 所
			割 合	籍 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
	役職名・呼称		

備考

1 ※欄は記入しないこと。
 2 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 4 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第1面)

合併・分割認可申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者
名称
住所
代表者の氏名
電話番号

㊟

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

①一般廃棄物処理施設の設置の場所

②一般廃棄物処理施設の種類

③許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

④合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

⑤合併又は分割の方法及び条件

⑥合併又は分割の理由

⑦合併又は分割の時期

※ 認可の年月日

年 月 日

※ 認可番号

※ 事務処理欄

⑧申請者

(ふりがな) 名 称	住 所	

⑨役員

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所

⑩発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(当該株主又は出資をしている者がある場合)

発行済株式の総数 (ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	株		出資の額 本 籍 住 所
		保有する株式の数 又は出資の額 割合		

⑪廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所

⑫合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所

⑬合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総数 (ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	株		出資の額 本 籍 住 所
		保有する株式の数 又は出資の金額 割合		

⑭合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人となる者(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- ⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- ⑩及び⑫の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第62号(第38条関係)

(表面)

相続届出書

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者
住 所
氏 名
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類の	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※ 事 務 処 理 欄	

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所	
法定代理人(相続人が同法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所	
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 市長が定める部数を提出すること。			
4 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			
※手数料欄			

様式第63号(第38条関係)
(令2規則57・全改)

様式第63号(第38条関係)

(表面)

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等について、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類の	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨を含む。)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
処 理 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の理立処分の用に供される場所(既に廃棄物が理め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の理立容量)	$\frac{t}{H}(\quad) \text{時間}$ $\frac{t}{\text{時間}}$ m^2 (既に廃棄物が理め立てられている場所を除く。) m^3
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	
△産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、同項第5号の2又は第6号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあっては水銀処理物の処理量を含む。)の見込み	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域	

備考

- 産業廃棄物処理施設の種類については、破砕施設、焼却施設、溶融施設又は最終処分場の別を記入すること。
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(裏面)

添付書類

- 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第12条の5に規定する許可証の写し
- 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類
 - 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定による許可を受けたことを示す書類
 - 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
 - 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し

様式第64号(第38条関係)
(令2規則57・全改)

様

川越市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出を受理しました。

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物を処理する旨を含み、同項第5号の2又は第6号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあっては水銀処理物を処理する旨を含む。)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域	

備考 当該産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があったとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から10日以内に、この受理書を添えて、届け出ること。

[様式第65号\(第38条関係\)](#)

(平29規則56・全改)

様式第65号(第38条関係)

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設変更(廃止)届出書

年 月 日

(提出先)

川越市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物処理施設の種類の変更(処理する産業廃棄物の種類の変更、一般廃棄物の処理の事業の廃止)をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容 (変更があった場合)	産業廃棄物処理施設の種類	
	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨を含む。)	
	変 更 年 月 日	年 月 日
一般廃棄物の処理の事業の廃止年月日		年 月 日
届 出 年 月 日		年 月 日

備考

- 1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 2 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に提出すること。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出書に基づき交付された受理書を添付すること。

[様式第66号\(第38条関係\)](#)

(平19規則39・追加、平20規則26・旧様式第62号繰上、平21規則27・旧様式第61号繰上、平23規則21・旧様式第60号繰下)

様式第66号(第38条関係)

特定処理施設における事故状況等届出書

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

特定処理施設において破損その他の事故が発生し、応急の措置を講じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により、関係図面を添えて届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
特定処理施設の種別	
特定処理施設の設置場所	
事故の発生日	年 月 日 午前 午後 時 分頃
事故の状況	
講じた措置の概要	

備考

- 「特定処理施設の種別」の欄には、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又はその他の処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第18条に規定する処理施設をいう。)の別を記入すること。更に、具体的な施設の種別、形式等を括弧書きにすること。
- 「事故の状況」の欄については、発生箇所及び発生原因並びに汚水又は気体の飛散、流出の状況等、生活環境の保全上の支障の状況を記入すること。
- 「講じた措置の概要」の欄については、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のための応急措置の概要を記入すること。
- 「事故の状況」及び「講じた措置の状況の概要」の欄に、その記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、必要に応じ図面、フロー図等を添付すること。

[様式第67号\(第39条関係\)](#)

(平15規則71・旧様式第27号繰下・一部改正、平15規則120・旧様式第57号繰下、平19規則39・旧様式第60号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第63号繰上、平21規則27・旧様式第62号繰上、平23規則21・旧様式第61号繰下・一部改正、平26規則5・一部改正)

様式第67号(第39条関係)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

営業所の所在地及び名称	電話番号				
施設	種 類	構 造	面積の合計	備 考	
			m ²		
			m ²		
器具	機能点検器具	温 度 計	個	透 視 度 計	個
		スカム及び汚泥厚測定器具			個
		水素イオン濃度指数測定器具			個
		汚 泥 沈 殿 試 験 器 具			個
	清 掃 器 具	パイプ及びスロット掃除器具			個
		ろ 床 洗 浄 器 具			個
汚泥等の引出しに適する器具の名称及び数量(ふん尿車にあつては、車両番号及び最大積載量)					

[様式第68号\(第41条関係\)](#)

(平15規則71・旧様式第28号繰下・一部改正、平15規則120・旧様式第58号繰下、平19規則39・旧様式第61号繰下、平20規則26・旧様式第64号繰上、平21規則27・旧様式第63号繰上、平23規則21・旧様式第62号繰下・一部改正)

様式第68号(第41条関係)

許可番号第 号	
浄化槽清掃業許可証	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可する。	
年 月 日	
川越市長 印	
記	
営業所の所在地 及 び 名 称	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
許 可 の 条 件	

[様式第69号\(第42条関係\)](#)

(平15規則71・旧様式第29号繰下・一部改正、平15規則120・旧様式第59号繰下、平19規則39・旧様式第62号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第65号繰上、平21規則27・旧様式第64号繰上、平23規則21・旧様式第63号繰下・一部改正)

様式第69号(第42条関係)

浄化槽清掃業変更届出書	
年 月 日	
(提出先)	
川越市長	
届 出 者	
住 所	
氏 名	印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
年 月 日付け許可第 号で許可を受けた浄化槽清掃業に係る以下の事項について変更したので、浄化槽法第37条の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 氏名若しくは名称又は住所 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 営業所の所在地又は名称 <input type="checkbox"/> ふん尿車 <input type="checkbox"/> その他_____
変 更 の 内 容	新
	旧
変 更 の 理 由	

添付書類 市長が指示する書類及び図面

[様式第70号\(第44条関係\)](#)

(平15規則71・旧様式第30号繰下・一部改正、平15規則120・旧様式第60号繰下、平19規則39・旧様式第63号繰下、平20規則26・旧様式第66号繰上、平21規則27・旧様式第65号繰上、平23規則21・旧様式第64号繰下)

身 分 証 明 書	
写真貼付	職名及び氏名
	年 月 日 生
川越市長印	年 月 日 発行
	上記の者は川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第42条第1項に規定する立入調査をする職員である。
川越市長 